

社会福祉法人日野友愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野友愛会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、各年度の総額1,200,000円（理事、監事、評議員、選任・解任委員の12名×100,000円）を限度として支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

- (1) 会議出席1回1名につき金額5,158円を都度支給する。
- (2) 会議出席のための交通費等の費用又は、その他費用弁償については支払わない。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決承認を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成30年6月6日から施行する。